老人クラブ代表者各位

⑤

千葉市高齢福祉課長

老人クラブ代表者名簿への個人情報の掲載について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、高齢者福祉の増進を図るため、下記の目的の範囲内で老人クラブの情報を提供するため、「老人クラブ代表者名簿」を作成しております。

この名簿の作成にあたっては、老人クラブ振興事業補助金申請書の情報を利用させていただきたいと考えております。

つきましては、下記のとおり名簿の作成目的等を明確にした上で、名簿への個人情報の掲載について、意思確認をさせていただきます。

別紙「令和６年度老人クラブ代表者名簿への個人情報の掲載について」にクラブ名・代表者住所・代表者氏名・連絡先をご記入のうえ押印し、名簿への個人情報の掲載について**「同意します」**又は**「同意しません」**のうち**いずれかを〇で囲み、補助金申請書類と合わせて、ご提出いただきますようお願いいたします。**

記

１　名簿を作成する目的

（１）最寄りの老人クラブを紹介するため、老人クラブへの加入希望者からの問合わせに対して、情報を提供する。

（２）庁内各課から各老人クラブ代表者に対して各種案内書類を送付するため、庁内各課へ情報を提供する。

（３）保健福祉行政に寄与する議員活動に対して、情報を提供する。

（４）交通安全指導、災害時の対応など高齢者の安全を確保するため、警察・消防などの行政機関へ情報を提供する。

（５）老人クラブ間の連携を図り、相互の親睦を深めるため、老人クラブ代表者及び一般社団法人千葉市老人クラブ連合会（区老人クラブ連合会等を含む。）へ情報を提供する。

（６）地域に根差した高齢者の保健福祉活動を増進するため、市社会福祉協議会（区事務所を含む）、市民生委員児童委員協議会（区民児協等を含む。）、千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）及び生活支援コーディネーターへ情報を提供する。

２　名簿に掲載する各老人クラブの情報

クラブ名、代表者の職名、設立年月日、会員数、代表者の氏名・住所・電話番号

※下線部が個人情報です。

３　提供方法

（１）口頭での提供

（２）名簿での提供（前記１の（２）～（６）を目的として申請があった場合に限る。）

担当　生きがい対策班

電話　０４３－２４５－５１６９